

介護が必要になってからも 住み慣れたわが家で暮らしたい

～居宅介護(介護予防)住宅改修費・福祉用具購入費の支給について～

介護保険では住み慣れたわが家でいつまでも暮らせるよう、在宅サービスのメニューの一つとして居宅介護(介護予防)住宅改修費・福祉用具購入費の支給があります。



サービス名	居宅介護(介護予防)住宅改修費	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費
対象	介護保険の要支援・要介護認定を受けた人	
対象となる工事 または品目	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取り換え ⑤洋式便器などへの便器の取り換え ⑥①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	①腰掛便座 ②自動排泄装置の交換可能な部品 ③入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト) ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分
支給額	支給限度基準額は同一の住宅で20万円です。費用の9割が介護保険から支給されます。基準額20万円に達するまでは何回でも申請することができます	支給限度基準額は同一年度で10万円です。費用の9割が介護保険から支給されます
手続きなど	工事着工前の事前協議と工事完了後の申請の2回手続きが必要です(下図参照)	福祉用具購入後、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書と添付書類を提出します
注意点	事前協議を行わない場合は介護保険からの支給が受けられません 介護保険の住宅改修費と合わせ、高齢者福祉課で行っている住宅改修費の助成(市の単独事業)を受けることができます場合があります	指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り購入費が支給されます

○受領委任払い制度

市では、支給方法として、利用者の一時的な費用負担の軽減を図るため、「受領委任払い制度」を設けています。この制度は、利用者が住宅改修施工業者などに介護保険からの支給(費用の9割)の受領を委任することにより、費用の支払いを自己負担分の1割で済むようにするものです。

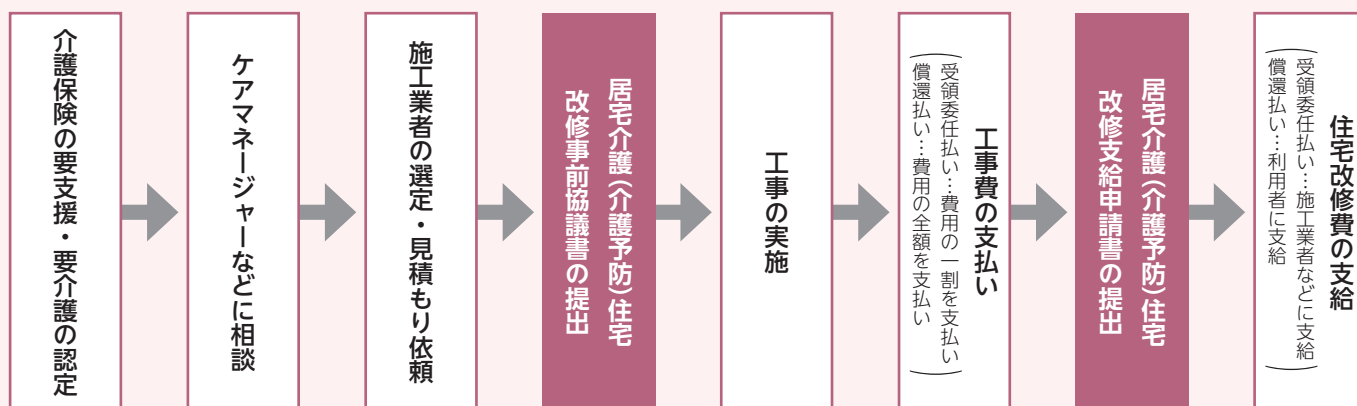
なお、利用者がサービスに掛かった費用の全額を支払い、その後の申請により掛かった費用の9割を支給する「償還払い制度」もあります。

～仮に20万円の住宅改修を行った場合～

受領委任払い制度…利用者は、1割分の2万円を住宅改修施工業者などに支払うだけです。残りの18万円は、住宅改修施工業者などから市に申請することにより、住宅改修施工業者などに対して支給されます。よって、利用者の支払い額は当初から2万円に軽減されます。

償還払い制度…利用者は、初めに20万円を住宅改修施工業者などに支払い、利用者が市に申請することにより、利用者に対して18万円が支給されます。

○居宅介護(介護予防)住宅改修費の手続きの流れ



※くわしくは介護保険課(☎20-1545)へ。